

太陽光発電設備に関する 景観計画改訂について

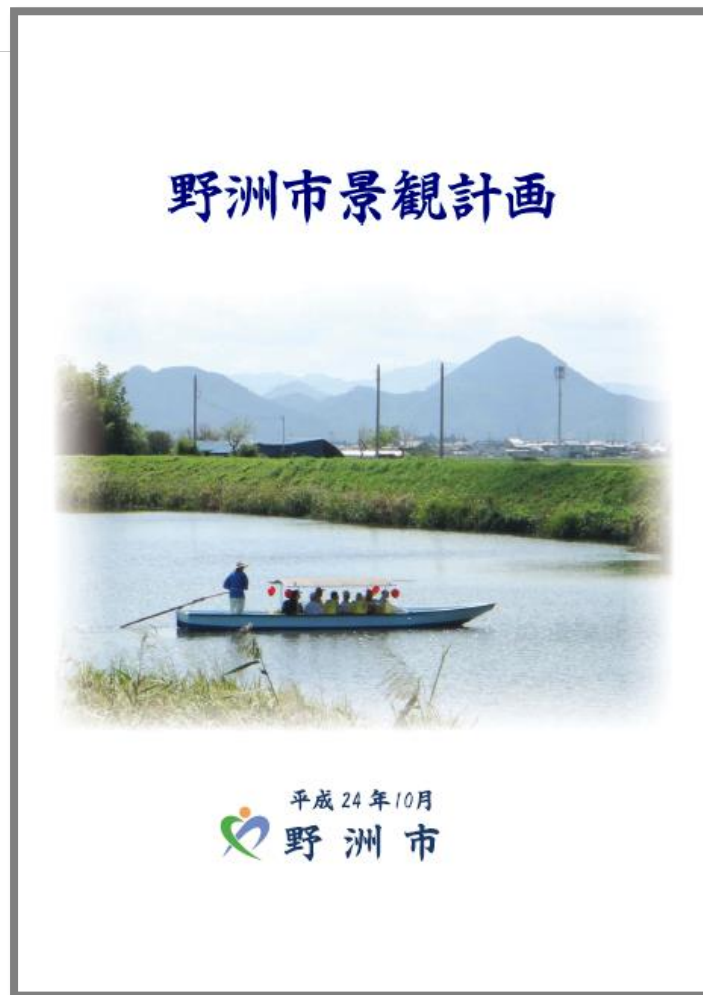
令和3年11月26日

野洲市都市建設部都市計画課

野洲市景観計画

○平成24年(2012年)10月策定。

○野洲市景観形成方針の、めざすべき景観の将来像を実現するため、景観形成基準などの具体的な景観施策を定めたもの。



経緯

平成23年

9月 野洲市景観形成方針 策定

平成24年

4月1日 野洲市景観条例 一部施行

6月1日 滋賀県景観行政団体へ移行

野洲市景観条例 全部施行

10月 野洲市景観計画 策定

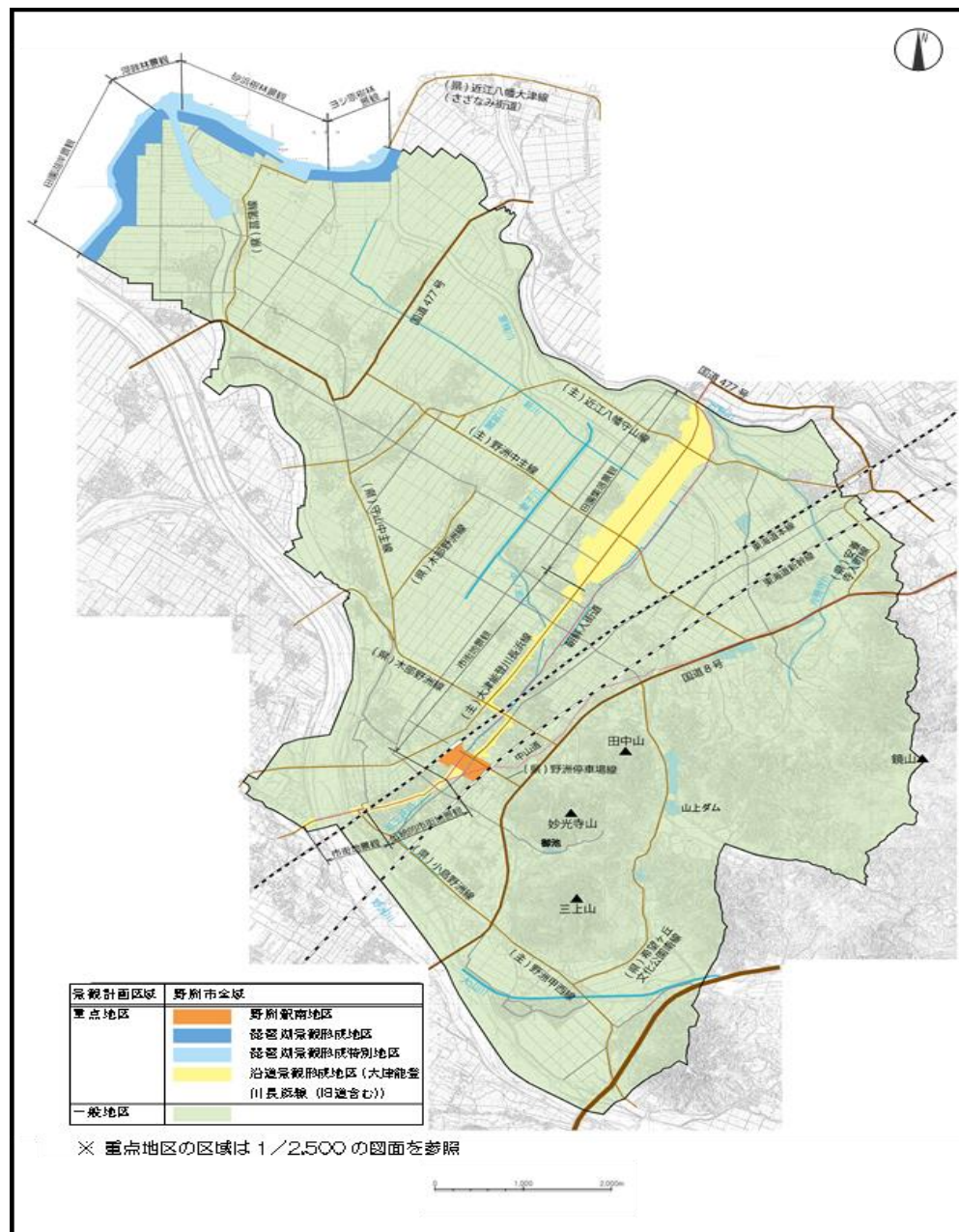
※景観行政団体とは景観法を活用した景観行政を推進する
地方公共団体をいう。

景観計画概要図

重点地区

- 野洲駅南地区
- 琵琶湖景観形成地区
- 琵琶湖景観形成特別地区
- 沿道景観形成地区

一般地区



検討の背景

○近年野洲市内においても大規模な太陽光発電施設が見受けられる。

○野洲市景観条例施行規則第3条において太陽光発電設備は工作物と位置付けておらず、景観法に基づく届出の対象外となっている。

○今後、設置場所や規模、形態により景観に影響が生じる可能性がある。

○近隣市において太陽光発電設備の設置に係る届出制度及び景観形成基準が定められている。

見直しの方向性

- 建築物・工作物に係る届出基準の(一部)追加
 - …資料3-2 太陽光発電設備の設置について
《届出対象行為》

- 建築物・工作物に係る景観形成基準の追加
 - …資料3-3 太陽光発電設備の景観形成基準

今後のスケジュール(案)

令和3年11月26日	○景観審議会
令和3年12月～令和4年2月	○規則・計画等の改正 <ul style="list-style-type: none">・野洲市景観条例施行規則・野洲市景観計画・野洲市景観計画ガイドライン・広域的景観における景観影響調査の手引き
令和4年3月	○パブリックコメントの実施
令和4年7月	○野洲市HP・広報（7月号）掲載
令和4年10月1日	○施行